

## 国立大学法人鹿屋体育大学における学長選考・監察会議委員の選出方法

〔令和4年10月20日〕  
学 長 裁 定

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議規則（平成27年規則第28号。以下「規則」という。）第2条に規定する委員の選出方法について、次のとおり定める。

- 1 規則第2条第1項第1号に定める委員は、国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会学外委員の選考方針（令和4年4月1日学長裁定）に定める選考分野に基づき選考された学外委員とする。
- 2 規則第2条第1項第2号に定める委員は、鹿屋体育大学教育研究評議会における学長選考・監察会議委員の選考方針（令和4年6月16日教育研究評議会決定）に基づき選考された委員とする。

### 附 則

この裁定は、令和4年10月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。